

大分県報

令和五年
号外（九三）
九月二十九日

（金曜日）

目次

規則

大分県立自然公園条例施行規則の一部改正……………

規則

大分県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十五号

大分県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

大分県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「給油施設」の下に「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を加える。

第一条の次に次の二条を加える。

（公園計画の変更の提案に係る書類）

第一条の二 条例第七条の二第一項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

一 条例第七条の二第一項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第九条の七第一項又は第十九条の六第一項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町村

二 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更に関し必要があ

ると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（公園事業の決定等の提案に係る添付書類）

第一条の三 条例第八条の二第一項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書面

イ 条例第八条の二第一項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会を組織した市町村

ロ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

ハ 提案の理由

二 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第三条第三項中「の各号」を削り、同項ただし書中「第八号まで」の下に「、第十号」を、「除く」の下に「とともに、行為の規模が大きいため、第三号から第五号まで及び第九号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる」を加え、同項第三号及び第四号中「以上」を「程度」に改め、同項第五号中「以上」を「程度」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に改め、同項第七号中「並びにその」を「及び」に改め、同項第八号中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあつては、事業資金」に改め、同項第九号中「以上」を「程度」に改め、同条に次の一項を加える。

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第三条の二中「の各号」を削り、同条第一号中「事項」の下に「の変更」を加え、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 条例第九条第四項第五号に掲げる事項の変更（第一条第三号に掲げる宿舍に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除

く。）

三 前条第二項第一号に掲げる事項の変更（公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

第三条の二第四号を削り、同条第五号中「事項」の下に「の変更」を加え、同号を同条第四号とする。

第四条第一項中「の各号」を削り、同条に次の一項を加える。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第九条第六項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第四条の三第一項を次のように改める。

条例第九条の三第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した公園事業承継協議書（承認申請書）（第二号様式の三）を知事に提出するものとする。

一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類

三 公園施設の管理又は経営の方法

四 公園事業を譲渡しようとする年月日

五 公園事業を譲渡しようとする理由

第四条の三第四項中「の各号」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第九条の三第二項」を「第九条の三第三項」に改め、「の各号」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「の各号」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し

二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 第三条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理し、又は経営することができるところを証する書類

五 第一条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

3 条例第九条の三第二項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した公園事業承継協議書（承認申請書）（第二号様式の三）を提出するものとする。

一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 公園施設の種類

四 合併又は分割をした年月日

五 合併又は分割をした理由

第四条の六を第四条の十一とし、第四条の五の次に次の五条を加える。

（協議会の公表）

第四条の六 条例第九条の七第四項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 協議会（条例第九条の七第一項に規定する協議会をいう。第四条の八及び第四条の十において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

二 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第九条の七第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の認定の申請）

第四条の七 条例第九条の八第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、利用拠点整備改善計画に係る認定申請書（第二号様式の七）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号及び第二号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

三 条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する条例第九条の八第二項第四号

に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類のうち第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に限る。）

イ 第三条第三項第一号から第四号まで、第六号、第十一号及び第十二号に掲げる書類
ロ 公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

四 条例第九条第六項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号イ及びロに掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げる書類を除く。）

五 条例第十三条第四項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第五条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

六 条例第十五条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第五条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第九条の八第四項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該認定の申請に係る利用拠点整備改善計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（利用拠点整備改善計画の記載事項）

第四条の八 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第九条の八第二項第八号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 利用拠点整備改善計画の名称
- 二 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 三 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制
- 四 条例第十三条第四項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- 五 条例第十五条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- 六 その他参考となるべき事項

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表）

第四条の九 条例第九条の八第六項（条例第九条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の軽微な変更）

第四条の十 条例第九条の九第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

二 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更

三 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

四 第三条の二各号に掲げる変更

五 計画期間の変更

六 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第九条の八第四項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

第五条第二項第一号及び第二号中「以上」を「程度」に改め、同項第三号中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同項第四号中「以上」を「程度」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十三条第四項の規定による許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第五条の二を第五条の次に次の一条を加える。

（特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）

第五条の二 条例第十三条第四項第十六号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

第六条中「第十三条第九項第四号」を「第十三条第九項第五号」に改め、同条第四号中「ある」を「あつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である」に改め、「こ

と」の下に「（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。）」を加え、同条第九号中「（昭和二十五年法律第二百十八号）」を削り、同条第十号中「昭和二十五年法律第二百十八号」を「昭和二十五年法律第三百七十七号」に改め、同条第十五号中「巢箱」を「野生鳥獣の保護増殖のための巢箱」に改め、同条第十六号の四中「限る」を「限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに限る」に改め、同条第十六号の五中「又は」を「若しくは」に、「を既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わない）」を「（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築し、若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められる）」に改め、同条第十六号の六から第十六号の八までを次のように改める。

十六の六 既存の電線等に付帯する工作物を新築し、改築し、又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

十六の七 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築し、又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

十六の八 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等及びそれらの引込みに要する設備を設置すること。

第六条第十六号の九中「又は農作物」を「農作物、森林又は生態系」に改め、同条第十六号の十中「防除」の下に「又は保安」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十六の十一 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色及び形態が、県立自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

十六の十二 県が、県立自然公園の保護又はその適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

第六条第十八号中「木竹」の下に「（条例第十三条第四項第十号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）の択伐（塊状択伐を除く。）」を加え、「を択伐（塊状択伐を除く。）する」を「する」に改め、同号の次に次の二号を加える。

十八の二 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが五十センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

十八の三 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが三メートル以内

のものに限る。）を伐採すること。

第六条第二十一号中「又は電線路の維持」を削り、同号の次に次の二号を加える。

二十一の二 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

二十一の三 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

第六条第二十二号の二中「認定保護増殖事業等の実施のために木竹」を「牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木」に改め、同条第二十二号の三を次のように改める。

二十二の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第六条第二十二号の五中「木竹」の下に「（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）」を加え、同条第二十二号の十四から第二十二号の十九までを次のように改める。

二十二の十四 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の十五 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の十六 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第三百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の十八 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

二十二の十九 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第六条第二十二号の二十及び第二十二号の二十一を削り、同条第二十七号の次に次の十号を加える。

二十七の二 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

二十七の三 森林施業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

二十七の四 漁船から汚水又は廃水を排出すること。

二十七の五 養魚の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

二十七の六 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

二十七の七 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水又は廃水を排出すること。

二十七の八 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十一条第二項に規定するし尿処理浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

二十七の九 住宅から汚水又は廃水の排出（し尿の排出を除く。）をすること。

二十七の十 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設、砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

二十七の十一 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道若しくは同条第四号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。

第六条第三十一号中「の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「又は野生動物植物の保護管理」に改め、同条第三十二号の二中「認定保護増殖事業等の実施のために」を「特定外来生物の防除の目的で」に改め、同条第三十二号の三を削り、第三十二号の四を第三十二号の三とし、第三十二号の五から第三十二号の十三までを一号ずつ繰り上げ、同条第三十三号中「にある植物で、条例第十三条第四項第十号の規定により知事が指定するもの」を「において採取等規制植物」に改め、同条第三十三号の二及び第三十三号の三を次のように改める。

三十三の二 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

三十三の三 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

第六条第三十三号の三の次に次の二号を加える。

三十三の三の二 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

三十三の三の三 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体を実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書

面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

第六条第三十三号の四中「以下」を削り、同条第三十三号の十から第三十三号の十五までを次のように改める。

三十三の十 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体を実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

三十三の十一 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

三十三の十二 条例第十三条第四項第十三号の知事が指定する区域内において遭難者の救助に係る業務を行うために同号の知事が指定する犬を放つこと。

三十三の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

三十三の十四 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるものを行うこと。

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

三十三の十五 家畜を係留放牧すること（条例第十三条第四項第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

第六条第三十三号の十六から第三十三号の二十六までを削り、同条第三十五号中「前各号に掲げるもののほか、」を削り、同条第三十五号の十二を第三十五号の十九とし、第三十五号の十一の次に次の七号を加える。

三十五の十二 公園管理団体が行う条例第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。

三十五の十三 自然公園において絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、条例第十三条第四項各号に掲げるものを行うこと。

三十五の十四 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第十三条第四項

各号に掲げるものを行うこと。
三十五の十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第十三条第四項各号に掲げるものを行うこと。

三十五の十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条の二第一項から第四項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第十三条第四項各号に掲げるものを行うこと。

三十五の十七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第十三条第四項各号に掲げるものを行うこと。

三十五の十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十三条第四項各号に掲げるものを行うこと。

第六条の二第二項に後段として次のように加える。
この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第七条の二中「第十五条第七項第四号」を「第十五条第七項第五号」に改め、同条第一号中「第十六号の十」を「第十六号の十二」に、「第三十二号の三」を「第二十七号まで、第二十八号から第三十二号の三」に、「及び第三十五号」を「、第三十五号又は第三十五号の十二から第三十五号の十八まで」に改め、同条中第十七号を削り、第十六号を第十七号とし、第三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地表からメートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下のものを設置する場合に限る。）。

第七条の二に次の一号を加える。
二十 前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為

第七条の三第一項中「第七項又は」を「から」に改め、「第八項」の下に「まで」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前項の場合においては、第五条第二項ただし書の規定を準用する。
第七条の十を第七条の十一とし、第七条の九を第七条の十とし、第七条の八を第七条の九とする。

第七条の七第三項第一号中「以上」を「程度」に改め、同条を第七条の八とする。
第七条の六を第七条の七とし、第七条の五を第七条の六とし、第七条の四の次に次の一条を加える。

（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第七条の五 条例第十九条第一項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 野生動物（条例第十九条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。

二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第七条の十一の次に次の五条を加える。

（自然体験活動促進協議会の公表）

第七条の十二 第四条の六の規定は、条例第十九条の六第三項において準用する条例第九条の七第四項の規定による公表について準用する。この場合において、第四条の六第一項第一号中「条例第九条の七第一項に規定する協議会をいう。第四条の八及び第四条の十において同じ」とあるのは「条例第十九条の六第一項に規定する協議会をいう。第七条の十四及び第七条の十六において同じ」と、第四条の六第一項第二号中「利用拠点区域」とあるのは「自然公園の区域」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定の申請）

第七条の十三 条例第十九条の七第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、自然体験活動促進計画に係る認定申請書（第二十七号様式の六）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二 条例第十三条第四項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第五条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

三 条例第十五条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第五条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十九条の七第三項の認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該認定の申請に係る自然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

きる。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第七条の十四 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第十九条の七第二項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 自然体験活動促進計画の名称
- 二 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 三 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- 四 条例第十三条第四項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- 五 条例第十五条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- 六 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- 七 その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第七条の十五 条例第十九条の七第五項(条例第十九条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第七条の十六 条例第十九条の八第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
 - 二 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
 - 三 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
 - 四 計画期間の変更
 - 五 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第十九条の七第三項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更
- 第九条及び第十條中「第二十四条」を「条例第二十四条」に改める。
- 第十三条を第十四条とする。

第十二条中「条例」の下に「第九条の十二第三項、」を、「第十九条第三項」の下に、「第十九条の十第二項」を加え、「から第三十号様式まで」を削り、同条を第十三条とする。

第十一条中「の各号」を削り、同条第二号中「第二十七号各号に掲げる業務」を「第二十七号第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)」に改め、同条第三号中「第二十七号各号」を「第二十七号第一項各号及び第二項各号」に改め、同条第四号中「営利を目的としないうことその他」を削り、「第二十七号各号」を「第二十七号第一項各号及び第二項各号」に改め、同条に次の一号を加える。

五 会社又は森林組合にあつては、県立自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(公園管理団体となることができる法人)

第十一条 条例第二十六条第一項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)に規定する森林組合とする。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第三号様式)」に改め、「⑩」及び注1を削り、注2から注7までを注1から注6までとし、「添付書類(ただし、協議にあつては1、2、6から10及び13を除く。)」を「添付書類(ただし、協議にあつては1、2、6から10まで及び13を除く。)」に改め、同様式添付書類3及び4中「以上」を「程度」に改め、同様式添付書類5中「縮尺1/1,000以上」を「縮尺1/1,000程度」及び「構造図、意匠配色図及び設備水計画図」を「及び意匠配色図」に改め、同様式添付書類7中「並びにその」を「及び」に改め、同様式添付書類10中「事業資金」を「工事の施行を要する場合における、事業資金」に改め、同様式添付書類11中「以上」を「程度」に改める。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第4号関係)」に改め、「⑩」及び注1を削り、注2から注7までを注1から注6までとし、「以上」を「程度」に改め、同様式添付書類3中「4から14」を「5から14まで」に改め、「10」の次に「まで」を加える。

第二号様式の二中「第二号様式の2」を「第二号様式の2(第4条の2関係)」に改め、「⑩」及び注1を削り、注2から注4までを注1から注3までとし、「以上」を「程度」に改める。

第二号様式の三中「第二号様式の3」を「第二号様式の3(第4条の3関係)」に改め、「第9条の3第一項」の次に「・第2項」を加え、「⑩」及び注1を削り、注2から注4までを注1から注3までとし、「以上」を「程度」に改める。

第二号様式の四中「第二号様式の4」を「第二号様式の4(第4条の3関係)」及び「第

9条の3第2項」を「第9条の3第3項」に改め、「㊸」及び注1を削り、注2から注4までを注1から注3までとし、同様式添付書類2及び3中「以上」を「程度」に改める。
第二号様式の五中「第2号様式の5」を「第2号様式の5（第4条の4関係）」に改め、「㊸」及び注1を削り、注2から注5までを注1から注4までとし、「以上」を「程度」に改める。

第一号様式の六中「第2号様式の6」を「第2号様式の6（第4条の5関係）」に改め、「㊸」及び注1を削り、注2から注4までを注1から注3までとし、「以上」を「程度」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

第2号様式の7（第4条の7関係） 利用拠点整備改善計画に係る認定申請書	
大分県知事 殿	年 月 日
申請者 住所 氏名	
大分県立自然公園条例第9条の8第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。	
(添付書類)	
1 計画区域の位置を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図	
2 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真	
3 利用拠点整備改善事業に関する次に掲げる書類 (運輸施設に関する県立自然公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイからトまでに掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する県立自然公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはハ及びヒに掲げる書類)	
イ 個人にあつては、住民票の写し	
ロ 法人にあつては、登記事項証明書	
ハ 公園施設の位置を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図	
ニ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真	
ホ 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約	
ヘ 県立自然公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類	
ト 県立自然公園事業の執行に関し、土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書	
チ 公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類	
リ その他知事が必要と認める書類	

<p>様33号様式第3号様式」や「第3号様式（第5条関係）」と記す。「㉔」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。「以上」や「程度」に記す。区界線図、築込線区画図、埋込線区画図、以上」や「程度」に記す。「構造図」や「埋込線区画図」を「以上」や「程度」に記す。</p>	<p>「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p> <p>築10号様式第11号「第10号様式の2」や「第10号様式の2（第5条関係）」及び「特別地域内捕獲」や「特別地域内動物の捕獲」に記す。「おける」の次に「動物の」や「埋込線区画図」を「以上」や「程度」に記す。「申請人の住所及び氏名」に記す。</p>
<p>様41号様式第4号様式」や「第4号様式（第5条関係）」と記す。「㉕」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p>	<p>「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p> <p>築10号様式第31号「第10号様式の3」や「第10号様式の3（第5条関係）」と記す。「㉕」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p>
<p>様10号様式第5号様式」や「第5号様式（第5条関係）」と記す。「㉖」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p>	<p>築10号様式第41号「第10号様式の4」や「第10号様式の4（第5条関係）」と記す。「㉖」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p> <p>築11号様式第11号様式」や「第11号様式（第5条関係）」と記す。「㉖」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p>
<p>様11号様式第6号様式」や「第6号様式（第5条関係）」と記す。「㉗」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p>	<p>築11号様式第12号様式」や「第12号様式（第5条関係）」と記す。「㉗」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p> <p>築13号様式第13号様式」や「第13号様式（第6条の2関係）」と記す。「㉗」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p>
<p>様12号様式第7号様式」や「第7号様式（第5条関係）」と記す。「㉘」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p>	<p>築11号様式第13号様式」や「第13号様式（第6条の2関係）」と記す。「㉘」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p> <p>築14号様式第14号様式」や「第14号様式（第6条の2関係）」と記す。「㉘」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p>
<p>様13号様式第8号様式」や「第8号様式（第5条関係）」と記す。「㉙」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p>	<p>築15号様式第15号様式」や「第15号様式（第6条の2関係）」と記す。「㉙」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p> <p>築16号様式第16号様式」や「第16号様式（第6条の2関係）」と記す。「㉙」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p>
<p>様14号様式第9号様式」や「第9号様式（第5条関係）」と記す。「㉚」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p>	<p>築16号様式第16号様式」や「第16号様式（第6条の2関係）」と記す。「㉚」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p>
<p>様15号様式第10号様式」や「第10号様式（第5条関係）」と記す。「㉛」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p>	<p>築17号様式第17号様式」や「第17号様式（第6条の2関係）」と記す。「㉛」及び「注氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。」や「程度」に記す。</p>

「㊦」及び「注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することによって、自署することができる。」や「以上」や「程度」に改める。

第二十七号様式の二中「第27号様式の2」を「第27号様式の2（第7条の8関係）」に改め、「㊦」及び注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様式注4中「以上の区域図」を「程度の地形図」に改め、同注を同様式注3とし、同様式中注5から注7まじりを注4から注6まじりとする。

第二十七号様式の三中「第27号様式の3」を「第27号様式の3（第7条の8関係）」に改め、「㊦」及び注1を削り、注2から注7まじりを注1から注6まじりとする。

第二十七号様式の四中「第27号様式の4」を「第27号様式の4（第7条の10関係）」に改め、「㊦」及び注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様式注4中「以上の区域図」を「程度の地形図」に改め、同注を同様式注3とし、同様式中注5を注4とし、注6を注5とする。

第二十七号様式の五中「第27号様式の5」を「第27号様式の5（第7条の11関係）」に改め、「㊦」及び注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様式の次に次の様式を加える。

第27号様式の6（第7条の13関係）

自然体験活動促進計画に係る認定申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者
住所
氏名

大分県立自然公園条例第19条の7第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（添付図面）

- 1 計画区域の位置を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 自然体験活動促進事業に関する行為の場所を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図
- 3 自然体験活動促進事業に関する行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真

第二十八号様式を次のように改める。

第28号様式（第13条関係）

（表）

第 号	身分証明書
所 属 庁	
職 名	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
年 月 日交付	
年 月 日まで有効	
大分県知事	印

（裏）

この証明書を携帯する者は、以下に掲げる条項に規定する行為のうち、該当の有無の欄に丸印のあるものを行う職員である。	該当の有無
大分県立自然公園条例第9条の12	
大分県立自然公園条例第17条	
大分県立自然公園条例第19条	
大分県立自然公園条例第19条の10	
大分県立自然公園条例第32条	

（備考） この面には、参照条文を記載することができる。

第二十九号様式及び第三十号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県立自然公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面は、この規則の施行後は、この規則による改正後の大分県立自然公園条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により提出されている申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面とみなす。

3 旧規則第二十八号様式から第三十号様式までの規定による証明書は、その有効期間内においては、新規則第二十八号様式の規定による証明書とみなす。

4 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。